

環境審議会再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会設置要綱

(設置)

第1条 環境審議会条例（平成6年宮城県条例第13号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関すること（みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の策定及び改定等に関するものを除く。）。
- (2) その他環境審議会長が適当と認めた事項

(議決事項等)

第3条 条例第7条第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を部会の議決をもって審議会の議決とすることができるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する個別施策に関する事項

(意見の聴取)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、環境審議会長の求めに応じ、審議の状況や結果について、審議会に報告する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、環境生活部再生可能エネルギー室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。